大阪府営吹田佐竹台住宅(5 丁目) 及び 大阪府営吹田高野台住宅(4 丁目) 民活プロジェクト

要求水準書 (入居者移転支援業務編)

平成29年 9月 8日

大 阪 府

一目 次 一

第 1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 要求水準書の変更	1
(1) 要求水準書の変更の手続き	1
(2) 要求水準書の変更に伴う契約変更	1
第 2 基本的事項	2
第 2 本本 の手項	
2 用語の定義	
3 業務内容	
3 未物や音	
(1) 入居者移転支援業務計画書・自主モニタリング計画書の作成・提出	
(1) 八石石移転又張未務計画音・日王 ピーメ	
(3) 業務報告	
5 業務概要	
3 未分似女(1) 業務全体フロー図	
(1) 未務主体プロー因(2) 業務概要	
(2) 未伪似女	
第 3 住宅替支援業務	7
1 業務対象範囲	7
2 目的	7
3 業務内容	7
(1) 入居手続支援業務(他の府営住宅への移転支援業務)	7
(2) 本移転料の支払業務	7
第 4 本移転支援業務	10
1 業務対象節用	10
2 目的	
2 日内	
3 条務失応プロー	
(1) 入居申込書受付業務	
(1) 八店中込音文刊 未務	
(2) 住戸抽選会の実施及の八店有次定業務の又援業務(3) 入居手続き及び本移転確認業務	
• •	
(4) 本移転料支払い業務	
(5) 本移転日調整等業務	
5 本移転業務に対する留意事項	16
第 5 退去者支援業務	17

	1	業務対象範囲	17
	2	目的	17
	3	業務内容	17
第	6	地域居住機能再生推進事業補助金等、補助金申請関係書類の作成支援業務	19
第	7	′業務報告	19
	1	基本的な考え方	19
	2	報告義務	19
		(1) 住宅替支援業務時	19
		(2) 本移転支援業務時	19
		(3) 退去者支援業務時	20
第	8	3 入居者移転支援実費請求手続き	21
		概要	
	2	手続き内容	21
		(1) 入居者移転支援実費の証明資料の提出	21
		· (2) 入居者移転支援実費の請求手続き	21
		、 入居者移転支援実費請求手続きに関する留意事項	

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書は、大阪府(以下「府」という。)が実施する「大阪府営吹田佐竹台住宅(**5** 丁目)及び大阪府営吹田高野台住宅(**4** 丁目)民活プロジェクト」(以下「本事業」という。)の入居者移転支援業務(以下「業務」という。)について、府が民活事業者(以下「事業者」という。)に対して要求する業務内容を示したものである。

2 要求水準書の変更

府は、事業期間中に要求水準書を変更することがある。以下に、要求水準書の変更にかかる手続きを示すとともに、これに伴う事業者の対応を規定する。

(1) 要求水準書の変更の手続き

府は事業期間中に次の事由により要求水準書の変更を行う。変更の手続きについては、特定事業契約書で定める。

- ・ 法令の変更等により業務内容を変更する必要が生じたとき。
- ・ 災害、事故等により特別な業務を行う必要が生じたとき。
- ・ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準書の変更に伴う契約変更

府と事業者は、要求水準書(入居者移転支援業務編)の変更に伴い、事業者が行うべき業務内容が変更されたときは、必要に応じ、要求水準書(府営住宅整備・用地活用編)とともに、府営住宅整備に係る対価等、特定事業契約書の変更を行うものとする。詳細については、特定事業契約書で定める。

第2 基本的事項

1 業務の目的

本要求水準書の範囲内で可能な限り入居者の希望に沿うように以下の業務を行うことにより、入居者の移転が円滑に進むよう支援し、本事業が円滑に実施されること等を目的とする。

・ 千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅の入居者の建替住宅等への本移転又は住宅替及び退去に係る業務

2 用語の定義

- ア 入居者移転支援実費:事業者が事業期間中に支払う本業務に要する費用をいい、以下の項目を いう。
 - ・ 本移転料(本移転者、住宅替移転者及び退去者の移転に要する費用)
 - ・ 上記費用の調達に係る金利
- イ 入居者移転支援業務費:住戸抽選会の開催、入居説明会の開催及び各種書類の取り次ぎ事務等を行う人件費等、業務を実施するにあたり要する費用のうち、入居者移転支援実費以外の費用をいう。
- ウ 千里佐竹台既存住宅:千里佐竹台住宅のうち、(B42~B45 棟)をいう。
- エ 千里高野台既存住宅:千里高野台住宅のうち、(B19~B27棟、B60~B72棟)をいう。
- オ 建替住宅:本事業における建替住宅をいう。
- カ 住宅替:千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅の入居者が他の府営住宅へ移転することをいう。
- キ 住宅替移転者:千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅の入居者のうち住宅替をする移転者をいう。
- ク 本移転者:千里佐竹台住宅及び千里高野台既存住宅の入居者のうち、建替住宅へ移転する入居 者をいう。
- ケ 本移転: 建替住宅への移転をいう。(移転期間は原則として本移転可能日から 2 週間以内とする。)
- コ 退去者: 千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅の入居者のうち、既存住宅から退去する入居者をいう。
- サ 入居者:千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅の入居者すべてをいう。
- シ 本移転終了期限:本移転可能日の2ヶ月後の日として、特定事業契約で定める日をいう。

3 業務内容

事業者は、入居者移転支援業務として以下の業務を行うものとする。

- ア 住宅替支援業務
- イ 本移転支援業務
- ウ 退去者支援業務
- エ 地域居住機能再生推進事業補助金等、補助金申請関係書類の作成支援業務
- オ 会計実地検査の支援業務
- カ その他上記業務を実施する上で必要な関連業務

4 業務の進め方

(1) 入居者移転支援業務計画書・自主モニタリング計画書の作成・提出

事業者は、業務実施にあたり入居者移転支援業務計画書(以下「業務計画書」という。)及び自主モニタリング計画書を作成し、府に提出して、その承諾を得るものとする。府に提出後、内容を変更する場合及び府により内容が不適切であると判断された場合は修正し、再度提出し承諾を得るものとする。

(2) 業務の実施に関する留意事項

事業者は、業務計画書に基づき業務を実施する。なお、業務実施にあたり、次のことに対応する。

① 入居者の要望、苦情等への対応

事業者は、業務の実施にあたり入居者から要望、苦情等を受けた場合は、迅速かつ誠実に対応し、 対応の結果を速やかに府に報告する。なお、業務範囲外の場合は、府に速やかに報告し、対応について協議する。なお、家賃滞納者及び契約解除者については、府の指示に従い対応する。

② 想定外の事態への対応

想定外の事態が発生した場合、あるいは発生が予測される場合には、事業者は速やかに府に連絡 し、その指示により対応する。

緊急を要する場合は事業者の判断で適切に対応し、対応の結果を直ちに府に報告する。 その他、業務の遂行に支障をきたすような重大な事態が発生した場合は、遅滞なく府に報告する。

③ 個人情報保護

事業者は、入居者の個人情報の保護に万全を期すものとする。なお、住所、氏名、年齢、職業、学歴、所得、資格、家族構成、趣味など、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが個人情報となる。

④ 入居者のニーズ把握

事業者は、各入居者のニーズを適切に把握し、可能な限りニーズに合わせた対応を行う。

(3) 業務報告

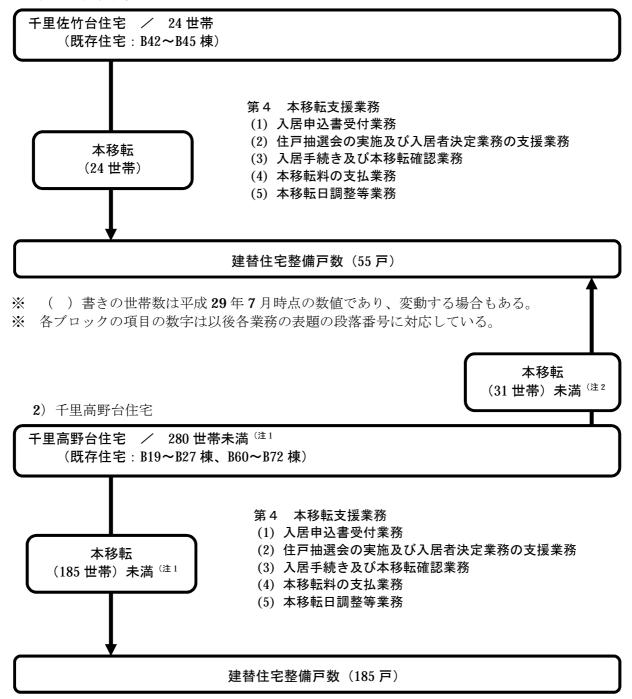
事業者は、業務計画書及び自主モニタリング計画書に基づき、事業の実施及び自主モニタリング結果の報告を行う。

また、本移転支援業務、住宅替支援業務及び退去者支援業務の各々の業務の終了後に業務報告書を作成し、府に提出する。

5 業務概要

(1) 業務全体フロー図

1) 千里佐竹台住宅



- ※ () 書きの世帯数は平成29年7月時点の数値であり、変動する場合もある。
- ※ 各ブロックの項目の数字は以後各業務の表題の段落番号に対応している。
- (注 1:平成 29 年及び平成 30 年竣工予定の府営吹田高野台住宅への移転者数により、当該世帯数を減ずる。
- (注 2: 千里佐竹台住宅における建替住宅(55 戸)のうち、同住宅での入居者決定後の住戸(2 次募集対象住戸)についても、千里高野台住宅からの本移転の対象とする。

(2) 業務概要

入居者移転支援業務の概要は以下の通りである。各業務の目的、詳細な内容、手続き及び留意事項は、本要求水準書の第3から第8に示す。

業務	業務対象期間	業務対象	業務概要
第3 住宅替支援業務	入居者が既存 住宅から住宅 替住居に移 し、既存住記 の退去確認 で	住宅替移転者	(1) 入居手続支援業務
第4 本移転支援業務	建替44束業の大学を開発を対して、単独をは、1年のでは、1	本移転者	(1) 入居申込書受付 本移転者の入居申込書の受付を行う。 (2) 住戸抽選会の実施及び入居者決定業務の支援業務 本移転者が入居する建替住宅の住戸を決定するための住戸抽選会の実施、及び府が行う入居者決定業務 の支援を行う。 (3) 入居手続き及び本移転確認業務 入居説明会の実施、入居関連手続きの実施、及び本移転の終了確認を行う。 (4) 本移転料の支払業務 本移転契約締結後及び本移転が終了した時に本移 転料を支払う。 (5) 本移転日調整等業務 ・本移転者の本移転日を調整する業務を行う。(本移 転者の引越が円滑に実施されるように、事業者が本 移転者の引越日の調整を行う。) ・引越業者の斡旋を希望する本移転者に対しては、高 齢者や障がい者についても府の定める本移転料以 下の料金で引越作業実施が可能となる等の優良な 引越業者を斡旋する。
第5 退去者支援業務	退去が決まっ た者がいた場 合に随時行 う。	退去者	既存住宅から退去する者に対し、退去手続き及び退 去終了後の本移転料の支払いを行う。

関係書類の作成支援業務進事業補助金等、補助金申請第6 地域居住機能再生推	本業務終了時 (ただし、部 分払いを行う 場合は、支払 対象年度にも 支援必要)	府	府が実施する地域居住機能再生推進事業補助金等、補助金申請関係書類(入居者移転計画の団地別調書(移転の実施年数、転出後の移転先住宅の種類と期間、転入してくる件数等)、支払い根拠の積算等)の作成に関し、補助対象額及び補助金の算定根拠に係る各種資料等の作成など、府の支援を行う。
第7 業務報告	本業務期間中	府	(1) 住宅替支援業務時 住宅替えの進捗状況の報告を行う。(2) 本移転支援業務時 本移転の進捗状況や、住戸抽選会、入居説明会等の 開催内容の報告を行う。(3) 退去者支援業務時 退去者の状況の報告を行う。
第8 入居者移転支援実費	本業務終了時 (ただし、部 分払いを行い 場合は、その 際にも手続き が必要)	府	 (1) 入居者移転支援実費の証明資料の提出 事業者が支払った入居者移転支援実費の項目、金額、支払った相手方、支払日を明記した資料及びその 証拠書類を府に提出する。 (2) 入居者移転支援実費の請求手続き (1)に定める資料及びその証拠書類を含め、事業者は 府に収支報告として提出し、府の契約変更手続き後、 請求書を提出する。

第3 住宅替支援業務

1 業務対象範囲

① 業務対象期間

入居者移転支援業務期間中、他の府営住宅への住宅替えが決まった者がいた場合に随時行うものと する。

② 業務対象者

千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅から他の府営住宅へ移転する者を対象とする。(住宅替えで移転 した者は本移転者扱いとなり、建替住宅へは入居できない。)

2 目的

千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅に現在入居する者のうち、他の府営住宅への移転を希望し、決定した者が、速やかに移転できるようにすることを目的とする。

3 業務内容

(1) 入居手続支援業務(他の府営住宅への移転支援業務)

① 業務内容

他の府営住宅へ移転する者に対して、以下の業務を行う。

ア 住宅替支援業務

- 7) 移転承諾兼誓約書 (別紙 2-1)、府営住宅立退移転補償契約書 (別紙 2-2-1)、債務債権者登録申請書 (別紙 3-3)、本移転料請求書 (別紙 3-1-1)及び住宅返還届 (別紙 2-3)については、移転前に受け取りを行い、住宅返還届は、速やかに指定管理者に引き継ぐ。府営住宅立退移転補償契約書については捺印の上、移転者に移転前に 1 部を渡すとともに本移転料 (動産移転料分)の支払いを行う。
- (4) 住宅替(移転先)住宅への入居日の約2週間前に移転先住宅入居案内通知を府の作成した資料(第4本移転支援業務に準ずる)とともに住宅替(移転先)住宅入居予定者へ送付する。

また、入居日の概ね前日に移転先住宅入居説明会を開催し、入居説明資料及び府の作成した資料 (第4本移転支援業務に準ずる)とともに住宅替(移転先)住宅入居者へ配布する。

- *住宅替支援業務については、基本的に第4本移転支援業務に準ずるものとする。
- ウ) 移転完了届 (別紙 3-2) については、移転後に受取り、書類内容に対する問題等有無の確認を行う。
- 工) 移転後の空き住戸の検査を行い、当該移転者が処理すべき物品等を残置している場合は、府に連絡し、当該移転者にその状況と、撤去完了確認後に移転料が支払われることを通知する。
- オ) 上記検査で問題がないと確認できた場合は、当該移転者に対して移転料(移転雑費分)の支払いを行う。既存住宅の鍵については、府へ返還する。

(2) 本移転料の支払業務

(1) の手順に従い、本移転契約締結後から移転までの間に本移転料の動産移転料分(100,000 円) を本移転者の申請口座に支払う。(別紙 3-1-1)

また、本移転のために既存住宅からの適正な退去が確認できた場合は、速やかに本移転料の移転雑

① 関連書類

住宅替支援業務に関連する書類は、以下の通りである。

ア 移転前関連書類

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
住宅替案内通知	事業者作成	1.移転者	移転前	移転者へ住宅替 えに係る手続 き・必要書類等 について案内す る書類。	① 移転者に移転決定後に配布する。
府営住宅 入居申込 書		1.移転者 2.府	移転前	移転者が移転先 住宅への入居申 請する書類。	① 移転者に移転決定後に配布する。② 移転者が記入した書類を、移転前に受け取る。(あわせて世帯全員の住民票が必要。)③ 事業者は提出された書類の内容確認の上、速やかに府に提出する。
敷金の徴 収猶予申 請書	別紙 1-2	1.移転者 2.府	移転前	移転先住宅の敷 金の徴収猶予の 書類。	① 移転者に移転決定後に配布する。② 移転者が記入・捺印した書類を、 移転前に受け取る。③ 事業者は提出された書類の内容確認の上、速やかに府に提出する。
誓約書	別紙 1-3	1.移転者 2.府	移転前	移転先住宅への 入居にあたって 法令遵守等の誓 約書。	 移転者に移転決定後に配布する。 移転者が記入・捺印した書類を、 移転前に受け取る。 事業者は提出された書類の内容確認の上、速やかに府に提出する。
移転承諾兼誓約書	別紙 2-1	1.移転者 2.府	移転前	移転者が移転す ることの同意 書。	
府営住宅 立退移転 補償契約 書	別紙 2-2-1 (本移転用)	1.移転者 2.事業者	移転前	事業者が本移転 料を、移転者に 支払うことに関 する契約書。	移転前に受け取る。
住宅返還届	別紙 2-3	1.移転者 2.指定管理 者	移転終了後	移転後に、住宅 を返還すること 等を移転者が届 け出る書類。	② 人店説明時に記入・捺印した書類 を受け取る

本移転料 請求書 (動産移 転料)	別紙 3-1-1	1.移転者 2.事業者	移転前	移転者が事業者 に本移転料(動 産移転料分)を 請求する請求 書。	① ② ③ ④	移転者に移転決定後に配布する。 移転者が記入・捺印した書類を受け取る。 移転開始までに請求書受取後速やかに事業者は移転者の振込口座 (別紙 3-3) に振り込む。 事業者は本請求書を本事業契約終了まで保管する。
債務債権 者登録申 請書		1.移転者 2.事業者	移転前	移転者が、移転 後に本移転料を 受け取るため の、支払口座の 登録を申請する ための書類。	① ②	移転者に移転決定後に配布する。 移転者が記入・捺印した書類を移 転前に受け取る。
移転先住 宅入居案 内通知	事業者作成	1.移転者	移転前	移転者へ移転先 住宅への入居説 明会 (鍵渡し含 む) について案 内する書類。		府が作成した資料を受け取り(本 移転支援業務と同様)、移転者に配 布する。
移転先住 宅入居説 明会資料	事業者作成	1.移転者	移転前	移転先住宅への 入居に関する手 続きの説明資 料。入居説明会 時に配布する。		入居説明会当日に府の作成資料と ともに配布し(本移転支援業務と 同様)、説明する。

イ 移転後関連書類

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
本移転料請求書(移転雑費)	別紙 3-1-2	1.移転者 2.事業者	移転終了後	移転者が事業者 に本移転料(移転 雑費分)を請求す る請求書	③ 請求書受取後速やかに事業者は
移転完了届	別紙 3-2	1.移転者 2.府	移転終了後	1.7.	 移転者に入居説明時に配布する。 移転者が移転終了後に記入・捺印した書類と、鍵を受け取る。 事業者は内容確認の上、本調書を後日、府に提出する。

第4 本移転支援業務

1 業務対象範囲

① 業務対象期間

建替住宅の竣工約4ヶ月前から、業務計画書で定める本移転可能日の2ヶ月後までとする。なお、 1月と4月は、本移転可能日として設定しないものとする。

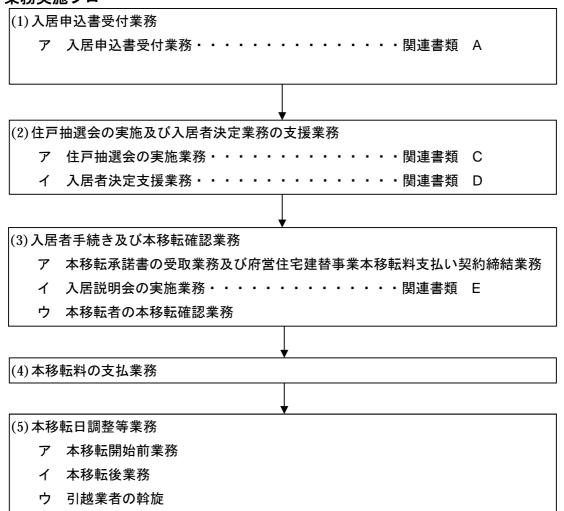
② 業務対象者

本移転者を対象とする。

2 目的

本移転者が建替住宅へ、手続きに従い、混乱なく速やかに入居することの支援を目的とする。 本業務は各種手続きが多く、また手続き書類も多いことから、手続きが円滑に行われるよう、本移 転者にわかりやすく説明すること。

3 業務実施フロー



※各ブロックの項目の数字は「4 業務内容」の表題の段落番号に対応している。

4 業務内容

(1) 入居申込書受付業務

① 業務内容

ア 入居申込書受付業務

建替住宅の竣工約 4 ヶ月前に、府営住宅入居申込書(別紙 1-1)、敷金の徴収猶予申請書(別紙 1-2)、誓約書(別紙 1-3)の配付・受取業務を行う。

② 関連書類

入居申込書受付業務に関連する書類は以下の通りである。

ア 入居申込書受付業務(関連書類 A)

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
府営住宅 入居申込書	別紙	1.本移転者	建替住宅 の竣工約 4ヶ月前	本移転者の建替住宅への入居申込書類。本移転者の世帯構成等を報告するもので、世帯全員の住民票が別途必要となる。	 本移転者に配付する。 本移転者が記入した書類を、本移転者の世帯全員の住民票とともに受け取る。
敷金の徴収猶予申請書		1.本移転者 2.府	建替住宅 の竣工約 4ヶ月前	建替住宅の敷金の徴収 を猶予する書類。	 入居申込書と同時に本移 転者に配付する。 本移転者が記入・捺印した 書類を受け取る。 内容確認の上、本申請書を 速やかに府に提出する。
誓約書	別紙 1-3	1.本移転者 2.府		建替住宅への入居にあ たっての法令遵守等の 誓約書。	 入居申込書と同時に本移 転者に配付する。 本移転者が記入・捺印した 書類を受け取る。 内容確認の上、本申請書を 速やかに府に提出する。

(2) 住戸抽選会の実施及び入居者決定業務の支援業務

① 業務内容

ア 住戸抽選会の実施業務

建替住宅の竣工約3ヶ月前に、住戸抽選会の実施に係る業務を行う。

- 7) 住戸抽選会に先立ち、案内文の作成と本移転者への送付を行う。
- (2) 住戸抽選会に先立ち、入居に係る関連資料(②関連書類 C 参照)を配付し、住戸抽選会当日に 各書類の受け取りを行う。なお、住宅返還届(別紙 2-3)については、必要事項を記入の上、指定 管理者へ提出するものとする。
- り) 抽選は、各住戸タイプ別に時間帯を設定して行う。会場は集まる人数に応じて、適宜確保する。 手順は以下の通りである。
- (ア) 抽選は、予備抽選と本抽選の2回行う。
- (4) 予備抽選は、建替住宅の各住戸タイプ別に抽選を行なう。
- (ウ) 本抽選は、予備抽選で引いた数字の順に抽選を行なう。
- (エ) 本移転者が本抽選で引いた数字の順に住戸を選定し、事業者がその結果を取りまとめ、速や

かに府に報告を行う。

(オ) 欠席者、遅刻者については、抽選会終了後、残りの住戸から住戸を選択させ、決定する。

イ 入居者決定支援業務

住戸抽選会の結果を受けて、府が実施する入居者決定業務の支援業務として、関連書類(②関連書類 **D** 参照)の配付、受け取り及び内容の確認等を行う。

② 関連書類

住戸抽選会の実施及び入居者決定業務の支援業務に関連する書類は以下の通りである。各資料の 手続き方法については、(3)以降に示す。

住戸抽選会の実施業務(関連書類 C)

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
移転承諾兼誓約書	別紙 2-1	1.本移転者 2.府	住戸抽選会時	本移転者が建替住宅へ移転することの同意書。移転期限、移転にかかる費用の負担等を取り決める。	 住戸抽選会前に本移転者に配付する。 本移転者が記入・捺印した書類を、住戸抽選会時に受け取る。 事業者は提出された書類の内
府営住宅 立退移転 補償契約 書	別紙 2-2-1 (本移転者 用)	1.本移転者 2.事業者	住戸 抽選会時	事業者が本移転料を、本移転前及び移転後に本移転者に支払うことに関する契約書。	② 本移転者が記入・捺印した書類 を、住戸抽選会時に受け取る。 ③ 事業者は提出された書類の内
本移転料 請求書 (動産移転料)	別紙 3-1-1	1.本移転者 2.事業者	住戸 抽選会時	本移転者が事業者に本移転料 (動産移転料 分)を請求する 請求書。	受け取る
債務債権 者登録申 請書	別紙 3-3	1.本移転者 2.事業者	住戸 抽選会時	本移転者が、本移転者が、本移転前及び移転後に本移転料を受け取るための、支払口座の通知を行うための書類。	① 住戸抽選会前に本移転者に配付する。② 本移転者が記入・捺印した書類を住戸抽選会時に確認し受け取る。③ 申請書に基づき、移転前及び本移転終了確認後、本移転料を本移転者の申請口座に振り込む。

住宅返還届	別紙 2-3	1.本移転者 2.指定管理 者	住戸 抽選会時	移転前の府営住 宅を府に返還す るための本移転 者が届け出る書 類。	② 本移転者が記入・捺印した書類 を住戸抽選会時に受け取る。
住戸抽選 会案内資 料・通知	事業者 作成	本移転者	会の約3	所 注音重項	

入居者決定支援業務(関連書類 D)

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
住戸抽選 会結果報 告	事業者作成	1.本移転者 2.府		本移転者の移転 先住戸を府へ報 告する書類。	住戸抽選会終了後に速やかに府へ 報告する。

(3) 入居手続き及び本移転確認業務

① 業務内容

- ア 移転承諾兼誓約書の受取業務及び府営住宅立退移転補償契約締結業務 本移転者に関して以下の業務を行う。
- ア) 住戸抽選会時に受け取った移転承諾兼誓約書(別紙 2-1) について、内容を確認する。
- イ) 住戸抽選会時に受け取った府営住宅立退移転補償契約書(別紙 2-2-1) については、事業者は記名・捺印の上、入居説明会時に本移転者に1部を渡す。
- ウ) 住戸抽選会時に本移転者から受け取った住宅返還届は、新住宅等を記入し指定管理者へ受け継ぐ ものとする。

イ 入居説明会(鍵渡しを含む)の実施業務

建替住宅の竣工前に、入居説明会に係る業務を行う。

- 7) 入居説明会開催前に、入居説明会開催案内の作成及び送付を行う。
- 1) 入居説明資料の作成を行い、入居説明会時に資料の配付や、説明会会場の確保と設営等を行う。
- 力) 入居説明会時に、各種書類の受取、入居に関する事務手続きの説明及び建替住宅の鍵渡しを行う。
- 工)配付した請書及び保証人資格申請書(別紙 4-3)、保証人を証明する書類を受け取るとともに、 それと引き換えに建替住宅の鍵及び入居承認書(別紙 4-1)を渡す。請書及び保証人資格申請書及 び保証人を証明する書類は内容を確認の上、速やかに府に提出する。
- オ) 入居説明会時に、移転完了届(別紙 **3-2**)、入居届(別紙 **4-5**)を配布する。

ウ 本移転者の本移転確認業務

本移転者に対して、以下の業務を行う。

- 7) 本移転料支払契約締結後、本移転料請求書 (別紙 3-1-1) により本移転料 (動産移転料分 (100,000 円とする以下同じ)) を支払う。
- (7) 本移転が完了したことを確認後、移転完了届(別紙 3-2)、本移転料請求書(別紙 3-1-2)を受け取り、書類内容及び適正な退去を確認の上、速やかに本移転料(移転雑費分(76,000円とする以下同じ))を支払う。既存住宅の鍵については、府へ返還する。

② 関連書類

入居手続き及び本移転料の支払い業務に関連する書類は以下の通りである。

入居説明会の実施業務(関連書類 E)

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
府営住宅 入居案内	別紙 4-2	1.本移転者 2.府		本移転者へ、住宅所 在地、入居決定室番 号、入居開始日、家 賃、共益費、敷金等 について案内する 書類。	
請書及び 保証人資 格申請書	別紙 4-3	1.本移転者 2.保証人 3.府	府の入居 者決定後	本移転者が、入居承認された居室の使用に際し、公営住宅法等の規定遵守の誓約及び保証人の資格申告に関する書類。	② 本移転者及びその保証人が記 入・捺印した書類を、保証人を
請書(保証人控)	別紙 4-4	1.本移転者 2.保証人 3.府		本移転者の義務の 不履行等の場合の 保証人責任事項を 明記した書類。	 移転者に入居案内とともに配付する。 本移転者及びその保証人が記入・捺印した書類を、保証人が保管する。
入居説明 会開催案 内資料		1.本移転者 2.府		入居説明会開催要 領(日時、場所、注 意事項、問い合わせ 先等)を入居説明会 前に配布する。	① 上記の書類とともに入居者に 配布する。

説明会 (鍵渡し) 当日

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
入居説明 会資料		1.本移転者 2.府		入居に関する手続きの説明資料。入居 説明会時に配付する。	① 入居説明会当日に府の資料と
入居届	別紙 4-5	1.本移転者 2.指定管理 者	入居 終了後	本移転者が、入居し たことを確認する ための書類。	 入居説明会時に本移転者に配布する。 移転者が、「入居届」に入居承認された世帯全員の住民票を添付のうえ巡回管理員等に提出する。

移転完了届	別紙 3-2	1.本移転者 2.府	本移転終了後	本移転終了後に、本 ① 移転が完了したこ とを本移転者が報 ② 告を行う書類。	入・捺印した書類を受け取る。
補修依賴 申請書	別紙 4-6	1.本移転者 2.府	本移転終了後	入居説明会の鍵渡 し後、入居者が新住① 宅で補修の有無を 確認し事業者へ報 告を行う書類。) 事業者は内容確認の上、必要に 応じ補修等を速やかに行った 後、府に提出する。

(府から受け取り配布する書類)

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
入居 承認書	別紙 4-1	1.本移転者 2.府	府の入居 者決定後	本移転者へ、住宅所 在地、入居決定室番 号、入居開始日、家 賃、共益費、敷金、 同居者、入居期間等 の条件を付して入 居を承認する書類。	① 府が作成した資料を受け取り、 本移転者に配布する。
納入通知書兼領収書	別紙 4-7	1.本移転者 2.府		新住宅の入居月の 家賃支払い書類。	① 府が作成した資料を受け取り、 本移転者に配布する。
預金口座 振替納入 依頼書	別紙 4-8	1.本移転者 2.府	本移転終了後	入居翌月以降の家 賃の口座振替用の 書類。	① 府が作成した資料を受け取り、 本移転者に配布する。
住宅共益 費の表	別紙 4 -9	1.本移転者 2.府	本移転 終了後	新住宅の共益費の 内訳書類。	① 府が作成した資料を受け取り、 本移転者に配布する。

本移転者の本移転確認業務

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
住宅返還届	別紙 2 -3	1.本移転者	入居説明 会開催時	住宅の返還等を本 移転者が届け出る 書類。	 住戸抽選会開催案内とともに配付する。 本移転終了後に本移転者が記入・捺印した書類を受け取る。 事業者は内容確認の上、速やかに提出する。
本移転料 請求書 (移転雑 費)	7	1.本移転者 2.事業者	本移転終了後	本移転終了後に、本 移転者が事業者に 本移転料を請求す る請求書。	③ 請求書受取後速やかに事業者

移転完了届	別紙 3-2	1.本移転者 2.府	本移転終了後	本移転終了後に、本 移転が完了したこ とを本移転者が報 告を行う書類。	2	住戸抽選会開催案内とともに配付する。 本移転終了後に本移転者が記入・捺印した書類を受け取る。 事業者は内容確認の上、本調書を後日府に提出する。
債務債権 者登録申 請書	別紙 3-3	1.本移転者 2.事業者	入居説明 会開催時	本移転終了後に本移転料を受け取るための、支払口座の通知を行うための書類。	(2)	住戸抽選会開催案内とともに配付する。 入居説明会開催時に本移転者が記入・捺印した書類を事業者が確認し書類を受け取る。 事業者は本申請書に基づき、本移転終了確認後、本移転料を本移転者の申請口座に振り込む。

(4) 本移転料支払い業務

① 業務内容

本移転契約締結後から移転までの間に本移転料の動産移転料分(**100,000** 円)を本移転者の申請 口座に支払う。

また、本移転後、適正な退去が確認できた場合は速やかに本移転料の移転雑費分(**76,000** 円)を本移転者の申請口座に支払う。

(5) 本移転日調整等業務

① 業務内容

本移転者に対して、以下の業務を行う。

ア 本移転開始前業務

本移転を開始する前に、本移転者の引越が円滑に実施されるように、事業者が本移転者の引越日の調整を行う。また、本移転者の引越日の調整結果を、適時府に報告を行う。

イ 本移転後業務

本移転後に、本移転者の引越実施日について、適時府に報告を行う。

ウ 引越業者の斡旋

引越業者の斡旋を希望する本移転者に対しては、高齢者や障がい者についても府の定める本移転 料以下の料金で引越作業実施が可能となる等の優良な引越業者を斡旋する。

5 本移転業務に対する留意事項

定められた移転期限までに、本移転者の責に帰すべき事由による場合その他、事業者の責に帰すべき事由なくして本移転期間内に本移転支援業務が終了しなかった場合、事業者は、当該未完了部分について本移転支援業務履行義務を免れる。この場合にあっても事業者グループの入居者移転支援業務費は減額されないものとする。ただし、この場合は、その事由が判明した時点で速やかに府に報告するものとし、府と事業者グループはその事由について対応を協議するものとする。

第5 退去者支援業務

1 業務対象範囲

① 業務対象期間

入居者移転支援業務期間中、退去が決まった者がいた場合に随時行うものとする。

② 業務対象者

退去者を対象とする。

2 目的

千里佐竹台住宅及び千里高野台住宅に現在入居する者のうち、府営住宅から退去を希望する者が、 速やかに退去できるようにすることを目的とする。

3 業務内容

① 業務内容

府営住宅からの退去者に対して、以下の業務を行う。

ア 退去説明業務

退去の申出があった後に、事業者は当該退去者に対して退去説明を行い、関連書類(②関連書類 参照)の配付を行う。

イ 退去支援業務

- 7) 移転承諾兼誓約書 (別紙 2-1)、府営住宅立退移転補償契約書 (別紙 2-2-2) 及び債務債権者登録申請書 (別紙 3-3)、住宅返還届 (別紙 2-3) については、退去前に受け取りを行う。本移転承諾書については内容を確認の上、府に引き渡す。府営住宅立退移転補償契約書については捺印の上、退去者に退去前に1部を渡す。住宅返還届については、指定管理者に提出する。
- (4) 空き住戸の検査を行い、当該退去者が処理すべき物品等を残置している場合は、府に連絡し、当該退去者にその状況と、撤去完了確認後に移転料が支払われることを通知する。
- ウ) 上記検査で問題がないと確認できた場合は、鍵を府に返還するとともに、当該退去者に対して移 転料の支払いを行う。

② 関連書類

退去支援業務に関連する書類は以下の通りである。

ア 退去説明業務

書類名称	様式等	内容	資料種類
移転承諾	別紙 2-1	退去者が退去することの同意書。退去期限、退去	手続き
兼誓約書	万 月孙人 ∠-1	にかかる費用の負担等を取り決める。	一方形で
府営住宅立退	別紙 2-2-2	事業者が本移転料を、退去終了後に退去者に支払	手続き
補償契約書	万寸市式 &-&-&	うことに関する契約書。	子がる
住 字海澤昆	別紙 2-3	退去前に、住宅を返還すること及びその期日等を	手続き
住宅返還届	方り 形式 2-3	退去者が届け出る書類。	一一がご

本移転料請求書	別紙 3-1	退去終了後に、退去者が事業者に本移転料を請求 する請求書。	手続き
移転完了届	別紙 3-2	退去終了後に、退去が完了したことを府に届ける 書類。	手続き
債務債権者登録 申請書		退去者が、退去終了後に本移転料を受け取るための、支払口座の通知を行うための書類。	手続き

イ 退去支援業務

7) 退去前関連書類

書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順
移転承諾兼誓約書	別紙 2-1	1. 退去者 2. 府	退去前	退去者が退去することの同意書。退去期限、 退去にかかる費用の負担等を取り決める。	② 退去者が記入・捺印した書類を、退去前に受け取る。
府営住宅 立退補償 契約書	別紙 2-2	1.退去者 2.事業者	退去前	事業者が本移転 料を、退去後に 退去者に支払う ことに関する契 約書。	② 退去者が記入・捺印した書類を 退去前に受け取る。
住宅返還届	別紙 2-3	1.退去者	退去前	退去前に、住宅 を返還すること 等を退去者が届 け出る書類。	② 退去者が記入・捺印した書類を
債務債権者 登録申請書	別紙 3-3	1.退去者 2.事業者	退去前	退去者が、退去 後に本移転料を 受け取るため の、支払口座の 通知を行うため の書類。	① 退去者に退去説明時に配付する。② 退去者が記入・捺印した書類を

1) 移転後関連書類

1) 19 14 区区	1) 少粒区为建自规						
書類名称	様式	対象者	実施時期	内容	手順		
本移転料請求書	別紙 3-1	1.退去者 2.事業者		退去者が事業者 に本移転料を請 求する請求書。			

移転完了届	別紙 3-2	別紙 3-2 1.退去者 2.府	1gB 工 XX (3分)	村に油り出る書		退去者に退去説明時に配付する。 退去者が退去終了後に記入・ 捺印した書類と、鍵を受け取る
元亅伷		2./付		対に油け出る書類。	3	る。 事業者は内容確認の上、本調 書を速やかに府に提出する。

第6 地域居住機能再生推進事業補助金等、補助金申請関係書類の作成支援業務

府が実施する地域居住機能再生推進事業補助金等、補助金申請関係書類(入居者移転計画の団地別調書(移転の実施年数、転出後の移転先住宅の種類と期間、転入してくる件数等)、支払い根拠の積算等)の作成に関し、補助対象額及び補助金の算定根拠に係る各種資料等の作成など、府の支援を行う。

第7 業務報告

1 基本的な考え方

- ア 要求水準に従い入居者の希望を尊重し、誠意を持って業務を履行しなければならない。
- イ 入居者に対して、事業者は丁寧に各種手続きに関する説明を行う等、入居者移転支援業務が円 滑に実施されるように努力をしなければならない。

2 報告義務

業務が終了した後、業務報告書を作成し、府に提出すること。

(1) 住宅替支援業務時

- ア 住宅替移転の希望者がいた場合、速やかに府に報告する。
- イ 週1回以上、移転承諾兼誓約書及び府営住宅立退移転補償契約書等、各種書類の受取状況の報告を府に行う。
- ウ 入居説明会開催前に、府に開催内容(配布書類等の提示)の報告を行う。
- エ 週1回以上、住宅替住宅への移転者の移転状況(移転完了者、移転日決定者等)の報告を府に 行う。
- オ 住宅替住宅への移転状況(移転完了者、移転日の決定者、引越しの日時等)の調整結果を適時 府に報告する。

(2) 本移転支援業務時

- ア 入居申込書受付(受取状況)を速やかに府に報告する。
- イ 住戸抽選会開催前に、府に開催内容(配付資料等の提示)の報告を行う。
- ウ 住戸抽選会実施後に、速やかに府に結果を報告する。
- エ 入居説明会開催前に、府に開催内容(配付資料等の提示)の報告を行う。
- オ 週1回以上、移転承諾兼誓約書及び府営住宅立退移転補償契約書等、各種書類の受取状況の報告を府に行う。

- カ 週1回以上、建替住宅への本移転者の移転状況(移転完了者、移転日決定者等)の報告を府に 行う。
- キ 建替住宅への本移転者の移転状況(移転完了者、移転日決定者、本移転者の引越の日時等)の 調整結果を、適時府に報告する。
- ク 本移転可能日から 2 ヶ月後までに終了しない可能性がある本移転者がいる場合には、終了しない事由を調査し、府に報告する。

(3) 退去者支援業務時

- ア 退去の申し出状況を適時府に報告する。
- イ 週1回以上、移転承諾兼誓約書及び府営住宅立退移転補償契約書等、各種書類の受取状況の報告を府に行う。
- ウ 週1回以上、退去者の退去状況(退去完了者、退去日決定者等)の報告を府に行う。
- エ 退去者の退去状況(退去完了者、退去日決定者、退去者の退去日時等)の調整結果を、適時府 に報告する。

第8 入居者移転支援実費請求手続き

1 概要

入居者移転支援実費については、平成 **30** 年度以降の各年度 **2** 回、並びに本移転終了時に、実績に応じた額を府に請求することができる。以下に、府からの支払いを受けるための手続きを示す。なお、入居者移転支援実費に加え、入居者移転支援実費の調達にかかった金利も、事業者は請求できるものとする。

2 手続き内容

(1) 入居者移転支援実費の証明資料の提出

事業者は、入居者移転支援実費の項目、金額、支払った相手方、支払日を明記した資料及びその証拠書類を府に提出する。

7 In the tene 4.00	
書類の名称	発行者
・本移転料請求書	本移転者
• 本移転料振込明細書	本移転者の指定する金融機関

入居者移転支援実費関連書類

(2) 入居者移転支援実費の請求手続き

- ア 事業者は、(1) に定める資料及びその証拠書類を含め、収支報告として、府に報告を行う。
- イ 府は、収支報告を元に、必要な場合は契約変更手続きを行い、入居者移転支援実費の金額を確定する。なお、収支報告の確認と入居者移転支援実費の金額確定期間として、2ヶ月を予定している。
- ウ 府は、確定した入居者移転支援実費を事業者に通知し、それを元に、各年度 2 回を上限として 事業者は請求書の提出を行う。府は、請求書の提出を受けてから、30 日以内に入居者移転支援実 費を支払う。なお、各工区本移転終了時は入居者移転支援業務費と共に支払う。

3 入居者移転支援実費請求手続きに関する留意事項

ア 本移転者が、本移転可能日の2ヶ月後までに移転をしなかったことにより、「第4 4(3)①ウ 本 移転者の本移転確認業務」を行わなかった場合においても、入居者移転支援業務費の減額は行わ ない。